

不妊治療の公的医療保険適用がスタート このとりサポート事業が新しく!

町では、不妊症または不育症に悩む夫婦に検査や治療のための費用を助成する「このとりサポート事業」を実施しています。本事業は、令和4年4月1日からの不妊治療の公的医療保険適用に併せて助成内容を見直しました。

◆対象者

- 不妊症または不育症の検査や治療を受ける夫あるいは妻、またはその両方とし、次に該当する者
- ①法律上、婚姻をしている夫婦であり、どちらか一方が町内に住所がある
- ②申請日に申請者が属する世帯で町税などに滞納がない
- ③医師から不妊症または不育症と診断されている人

◆助成金額

○不妊症

検査費用は全額助成となります。なお、1回の治療あたり助成費用については次のとおりです。

- ①保険適応外…10万円まで
- ②保険適応…3万円まで **[新たに追加]**

※①、②合わせて計10回まで申請できます。
※4月1日より前から継続して行っている治療の場合は、1回に限り保険適用となった治療も含めて10万円まで助成します。

○不育症

不育症の助成については下記担当まで問い合わせください。



〈申請・問い合わせ先〉 子育て支援センター(こゆりこども園内) ☎45-4332

〈問い合わせ先〉

- 子育て支援センター (こゆりこども園内) ☎45-4332
- 合計50万円を支給
- 支給対象児が第2子以降である場合、出生時の30万円に加えて小学校入学時10万円、中学校入学時10万円、
- 出生時30万円と家族の絆クーポンの支給(町内写真店で家族の記念写真が作れます)
- 支給対象児が第2子以降である場合、出生時の30万円に加えて小学校入学時10万円、中学校入学時10万円、

出産祝金を拡充しました

町では、次代を担う子どもの誕生を祝うとともに、健全な成長を願い、保護者に出産祝金を支給しています。子どもを産み育てやすい環境を更に整えるため、次のとおり内容を拡充しましたのでお知らせします。

◆対象者

令和4年4月2日以降の出生児

◆拡充内容

○出生時30万円と家族の絆クーポンの支給(町内写真店で家族の記念写真が作れます)

○支給対象児が第2子以降である場合、出生時の30万円に加えて小学校入学時10万円、中学校入学時10万円、

風しんの抗体検査・予防接種の期間が延長されました

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、令和4年度も引き続き、無料で風しんの抗体検査を受けることができます。

風しんは成人がかかると症状が重くなる場合があります。また、妊婦が風しんにかかると生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が出る場合があります。対象者には4月に新たなクーポンが配付されていますので、忘れずに検査を受け、抗体が低い場合は予防接種を受けましょう。



◆検査を受けられる場所

- ①町の健診
- ・働き盛り健診
- 8月21日(日)または9月4日(日)
- ・総合健診
- 8月〜9月

〈問い合わせ先〉

- 子育て支援センター (こゆりこども園内) ☎45-4332

お知らせ INFORMATION

農作物の“凍霜害”に注意!

これからの時期は、降霜による凍霜害の恐れがあります。注意報が出た時は防災無線などで注意を呼び掛けるので、適切な対策で農作物の被害を未然に防ぎましょう。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係 ☎45-4531

農作業中の事故に注意しましょう

毎年、小型・大型特殊自動車(農耕作業車)の死亡事故が発生しています。死亡事故で一番多いのは、乗用トラックの転倒事故です。

- 農耕作業車を運転する際は次のことを心掛けましょう。
- 安全キャブ・安全フレームを付けましょう
- 車両点検・修理をしてから作業しましょう
- 危険箇所を確認し、注意標識などを付けましょう
- 慌てず、焦らず、気を抜かず作業しましょう

このほか、トラクターにロータリーなどのアタッチメントを装着する場合、車幅をよく確認し、対向車との接触事故防止に努めてください。また、装着したまま路上を走行する場合はロータリーを停止させましょう。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係 ☎45-4531

運転免許証の自主返納を支援します

町では、車の運転に不安のある高齢者の運転免許証の自主返納を促進し、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

◆対象者

運転経歴証明書が発行された65歳以上の人

※運転経歴証明書は警察署で交付申請手続きを行っていただきます。運転免許の更新をせず失効した人も、運転経歴証明書が発行できます。

◆支援内容

町民バス回数券・タクシー利用券・町共通商品券を交付します。

この支援事業の申請を希望する場合は、左記まで問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係 ☎45-2215

再生可能エネルギー導入の支援を拡充しました!

町では、自然と共生する美しく快適なまちづくりの推進を目的に、「再生可能エネルギー設備等設置事業補助金」による再生可能エネルギー設備の導入を支援しており、下表のとおり対象設備を拡充しました。なお、補助金を受けるには、工事開始前の申請が必要となりますのでご注意ください。詳細については下記まで問い合わせください。

対象設備	補助金額	補助上限額
太陽光発電	3万円/kW	12万円
太陽熱利用(給湯システム、ソーラーシステムなど)	工事費の10%	5万円
風力発電・小水力発電	工事費の10%	10万円
バイオマス燃料ストーブ(1台当たり5万円以上のもの、煙突などの工事費を含む)	工事費の1/3	10万円
雪氷熱利用	工事費の10%	10万円
【新】蓄電池設備	2万円/kW	10万円
【新】電気自動車充電設備(V2H)	5万円(定額)	

◆補助対象者

左表の対象設備を設置予定で、町税などの滞納がない人または法人

◆補助対象施設

町内の一般住宅、事業所、農業用施設

〈申請・問い合わせ先〉

企画情報課 企画政策係 ☎45-4536